

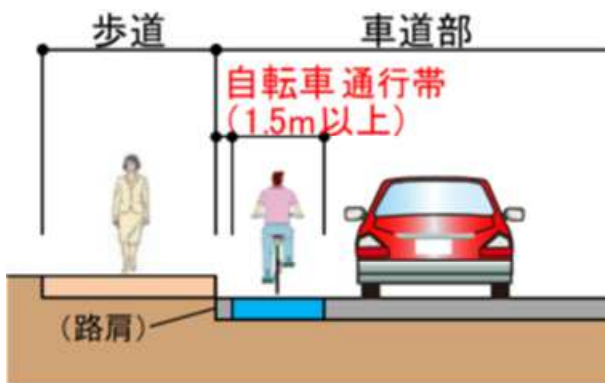
墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 自転車通行帯の新設（第8条の2）

道路構造令の改正において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として「自転車通行帯」が新たに規定された。本区条例は、道路法第30条第3項の規定により道路構造令を参酌していることから、同様に「自転車通行帯」を規定する。

規定する「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小できることとする。

【自転車通行帯のイメージ】



やむを得ない場合は、1.0mまで縮小することができる。

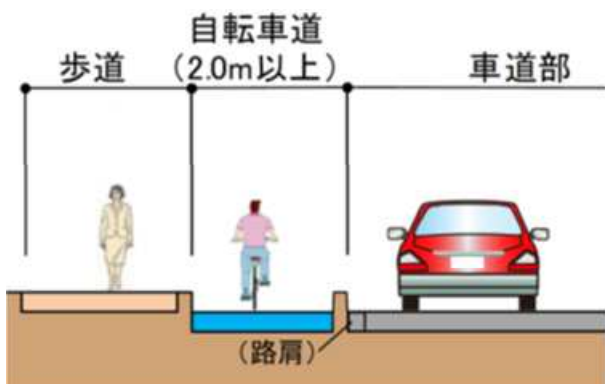


（参考）区役所通り

2 自転車道の設置要件の追加（第9条）

自転車道の設置要件として、「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加する。

【自転車道のイメージ】



やむを得ない場合は、1.5mまで縮小することができる。



（参考）京葉道路（亀戸付近）

3 その他

その他所要の改正を行う。

4 施行期日 公布の日